

都議会におけるジェンダー・ファクター

2019年2月5日

## 1.研究テーマ

現在、日本では男女平等が推進されている。厚生労働省によると、2015年8月28日に女性の活躍をより進めるために、女性活躍推進法が成立し、2016年4月から施行された。これにより、女性のワーク・ライフ・バランスを取り組む企業が多くなっている。また、2016年3月に男女雇用機会均等法を改正する法律等が公布され、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が新設し、2017年1月1日から施行された。この男女雇用機会均等法の改正により、女性は妊娠、出産しても育休や産休取得しやすくなり、解雇されない措置が取られるようになった。

以上のような政府の方針であるが、議会や政治は男性中心であると言われている。現在の安倍政権においても女性閣僚は片山さつき地方創生担当相1人にとどまっている。また、2018年4月現在の日本の国会における女性議員の割合は衆議院で10.1%、参議院で20.7%と世界193カ国中158位と世界の各国の女性割合議員数と比べても非常に少ない数字であることがわかる<sup>1</sup>。

女性活躍推進法が推進されているのにも関わらず、議員の女性の数が少ないということは、議会においても性別によって不公平が生じるような制度や性差別があるのだろうか。どの要因が性別によって不公平が生じるような制度や性差別に関連があるのか。それを検討する。

## 2.先行研究の検討

議会もしくは社会における性差別や性別による不公平について検討するために以下の論文を用いた。そこで性別が政治や政治家の行動に与える影響についての研究を概観する。

相打(2000)は政治を男性からの視点で分析している。アメリカの例で、クリントン政権第1期の時に、閣僚や政府の機関の長に女性が多数任命されるな

---

<sup>1</sup> 日本経済新聞「女性議員、日本は158位 「輝く社会」目標達成せず」2018

ど、女性の権利や利益などの積極的な方針が打ち出される一方、これに反発する右派の攻撃もまた激化した。さらに、相打（2000）によれば、男性から見た視点で、性差別があるかどうかを感じるのはイデオロギーや当選回数に関わっている。また、保守的な人ほど、女性の社会進出を望んでいない可能性がある。

そもそも女性が社会進出つまり政治に参加することが珍しいこととされるのは、実際女性の政治参加が少ないからである。笹川平和財団（2016）の報告によれば、女性の政治参加が少ない理由は、政治が男性中心的な価値と規範にしたがって組織されており、男性の生活様式までもが政治に介入しているため、とされる。したがって、女性の政治参加を増やすためには、伝統的で強力な家父長制の打開や女性視点の政治の認識が必要とされる。

加えて、女性の政治参加つまり男女平等問題に関してはイデオロギーの変化が強い関係をもつことが指摘されている。久保（2009）は2008年アメリカ大統領選挙における民主党予備選で、民主党候補指名争いをヒラリー・クリントンとバラク・オバマが競い合った事例をとりあげ、候補者の性によって票数がどのように変化するかを調査している。久保（2008）によれば、票の動向は、民主党のイデオロギー変化が強く関係している。人種問題でも男女平等に関しても、20世紀初頭以来、民主党が進歩的で平等主義的な改革の党であったことが関係している。つまり、進歩的な政党であるからこそ、大統領候補として女性が指名争いに参加することになったと言える。

以上より、政治の世界における男女平等や女性の政治参加が推進される背景には、イデオロギーが関係していることがわかる。伝統的な価値観や保守的な考えがあり、家父長制の構造をとる社会においては、男女平等は推進されない。逆に、進歩的な環境であるほど、女性の政治参加が進み、男女平等が実現されやすいと言える。

### 3. 仮説

先行研究が示唆するところは、保守的な社会においては性差別が存在する可能性があること、保守的な価値観を持つ人は男女平等にも拒否感をもつ、ということである。本研究では東京都議会議員をとりあげる。東京都議会において、男女平等に対して拒否感をもち、性差別は存在しないと主張する議員はど

のような議員であるだろうか。

ここで2つの仮説を提示する。

第一に、保守的な人は女性の社会進出を望まないことから、性差別の存在を認めない議員は、保守的なイデオロギーを持つ議員である、という仮説をたてる。

第二に、年齢が高い議員は、女性の政治参加に対してよいイメージをもっておらず、したがって性差別の存在を認めないという仮説をたてる。

以下では、これらの仮説を検証するために、東京都議会議員に対する調査データを用いて分析を行う。

#### 4.分析

津田塾大学中條ゼミにおいて、2018年10月17日から11月27日にかけて東京都議会議員126名を対象にweb調査を行い、46の有効な回答を得た。そこで本研究では、東京都議会議員における男女平等の認識とその要因について分析する。具体的には、議員が性別による不公平が生じるような制度が存在しているかという認識と性差別の認識を従属変数とし、独理宇変数としてイデオロギーや、年齢、性別、当選回数などを用いて分析を行う。本稿の予測は、保守的で、年齢が高い男性の場合は、女性の社会進出に否定的で性別による不公平感を認識しておらず、年齢が高い女性であり、当選回数が長いほど性別による不公平感を認識するというものである。以下では、性別が政治や政治家の行動に与える影響についての研究を概観する。

#### 5.分析方法

上に述べたデータのうちから、本研究の分析に用いた変数は以下の通り（表1）である。分析の前に、分析で用いる変数の平均値と分散、そして変数同士の相関係数を求めた。その結果が表2と表3である。

Q7 a) 現在の都議会において、性別による不公平が生じるような制度は存在していると、お考えでしょうか。それとも存在していないとお考えでしょうか。あてはまるものを1つお選びください。	存在している：1 存在していない：0
Q7 b) 制度の問題に限らず都議会での様々な活動において、あなた自身が性別による不公平を感じたり、あるいは他の都議会議員が性別による不公平を感じているのを見聞きしたことはありますか。あてはまるものをすべてお選びください。	自分自身が性別による不公平を感じたことがある：2 他の都議会議員が性別による不公平を感じているのを見聞きしたことがある：1 いずれもない：0
イデオロギー	0 (左派・リベラル) ~ 10 (右派・保守的)
性別	男：1 女：0
年齢	
当選回数	

表1 変数の一覧

変数	平均値	分散
性別による不公平制度の認識	0.457	0.254
性別による不公平感	0.978	0.511
イデオロギー	4.478	6.211
性別	0.543	0.254
年齢	49.522	100.033
当選回数	2.043	1.643

表2 変数の平均値と分散

相関係数	性別	年齢
性別による不公平制度の認識	-0.211	-0.291
性別による不公平感	-0.399	0.005
性別による不公平制度の認識と性別による不公平感の相関係数	0.522	

表3 変数同士の相関係数

以上の表2から、都議員の年齢の平均は50歳前後であることがわかる。表3の変数同士の相関係数から、「性別による不公平感」の年齢の相関が正の数字であることから、年齢と「性別による不公平感」は正の相関があることがわかる。この相関係数の結果から、性別と年齢は目的変数である「性別による不公平制度の認識」と「性別による不公平感」に関連していると解釈できる。目的変数「性別による不公平制度の認識」のさいは、ロジスティック回帰分析を用い、目的変数Q7bのさいは重回帰分析を用いて、関連を調べる。また、「性別による不公平制度の認識」と性別のクロス表(以下表4)と「性別による不公平感」と性別のクロス表を調べた(以下表5)。この結果から、「性別によ

る不公平制度の認識」と性別、「性別による不公平感」と性別のクロス表は関係がありそうであることがわかるので、回帰分析を行う。

性別による不公平制度の認識	女性	男性
存在している	12	9
存在していない	9	16

表4 「性別による不公平制度の認識」と性別のクロス表

性別による不公平感	女性	男性
自分自身が性別による不公平を感じたことがある	9	2
他の都議会議員が性別による不公平を感じているのを見聞きしたことがある	9	14
いずれもない	3	9

表5 「性別による不公平感」と性別のクロス表

## 6.分析結果

以上の相関係数の結果から、性別と年齢は目的変数である「性別による不公平制度の認識」と「性別による不公平感」に影響を与えている可能性があるために、回帰分析を行なった。

### ①「性別による不公平制度の認識」を目的変数とした場合

性別による不公平制度の認識を目的変数とし、説明変数にイデオロギー、性別、年齢、当選回数を入れロジスティック回帰分析を行なった。有意水準を10%にした場合に以下の結果になった。結果は表6の通りである。

	係数	p 値
イデオロギー	0.099	0.502
性別	-1.509	0.061 .
年齢	-0.076	0.081 .
当選回数	-0.078	0.809
(Intercept)	4.126	0.045 *
AIC:65.019		

表6 性別による不公平制度の認識を目的変数としたロジスティック回帰分析

この表6の結果から、性別と年齢は目的変数「性別による不公平制度の認識」に影響があることがわかった。つまり、年齢が低いほど、現在の都議会において、性別による不公平が生じるような制度は存在していると考えられているとわかった。女性である場合でも同じことが言える。しかし、仮説の第一であるイデオロギーのp値は有意水準10%以上であり、イデオロギーは目的変数にまったく影響を与えていないことがわかった。また、当選回数も目的変数にまったく影響を与えていないことがわかった。

以上の表6の結果から、高齢男性である場合、高齢女性である場合、若手男性である場合、若手女性である場合、で性別による不公平制度の認識に対する影響が異なるかもしれないと考えたため交互作用項を作成し、ロジスティック回帰分析を行なった。結果は表7の通りである。

	係数	p 値
イデオロギー	0.130	0.381
性別	4.036	0.288
年齢	-0.020	0.712
当選回数	-0.192	0.585
性別と年齢の交互作用項	-0.115	0.143
(Intercept)	1.322	0.610
AIC:64.703		

表7 表6のロジスティック回帰分析に説明変数性別と年齢の交互作用効を含めた結果

この表7の結果、性別と年齢の交互作用項は有意水準10%よりも大きいため、交互作用項は目的変数「性別による不公平制度の認識」に影響を与えないということがわかった。このことから、性別、年齢の単体の変数では目的変数「性別による不公平制度の認識」に影響を与えるが、その2つの交互作用項は目的変数「性別による不公平制度の認識」に影響を与えない。また、年齢が若い女性ほど現在の都議会において、性別による不公平が生じるような制度は存在していると考えられている傾向があることがわかる。

## ②「性別による不公平感」を目的変数とした場合

「性別による不公平感」を目的変数とし、説明変数にイデオロギー、性別、年齢、当選回数を入れ回帰分析を行なった。有意水準を10%にした場合に以下の結果になった。結果は表8の通りである。

	係数	p 値
イデオロギー	-0.025	0.577
性別	-0.577	0.017 *
年齢	-0.015	0.246
当選回数	0.125	0.193
(Intercept)	1.873	0.002 **
R2 : 0.1295		

表8 「性別による不公平感」を目的変数とした回帰分析の結果

この回帰分析の結果から、性別のp値は有意水準10%以下であることがわかる。女性であると、「性別による不公平感」に関連があるということがわかる。女性は制度の問題に限らず都議会での様々な活動において、あなた自身が性別による不公平を感じたり、あるいは他の都議会議員が性別による不公平を感じているのを見聞きしたことはある傾向がある。また、仮説の第一であるイデオロギーのp値は有意水準10%以上であり、イデオロギーは「性別による不公平感」にまったく影響を与えていないことがわかった。

## 7.結論

男性中心主義である議会において、いまでも性別によって不公正が生じるような制度や性差別があるのだらうという仮定に対し、上記の分析結果から、現



在の都議会において、性別による不公平が生じるような制度は存在している、また制度の問題に限らず都議会での様々な活動において、都議員自身が性別による不公平を感じたり、あるいは他の都議会議員が性別による不公平を感じているのを見聞きしたことは少なからずあるということがわかった。また、分析結果から、若いほど、女性であるほど、都議会のなかでも性差別を感じていることが判明した。仮説の第一であるイデオロギーが都議会における性差別や性別による不公平さにもまったく影響を与えていないこともわかった。

政府によって男女平等、女性活躍が推進されている今現在においても、性別による不公平や差別は完全になくなっていないということが分析で証明された。この論文を通して、解明されたことは日本社会が男女平等になるには簡単ではないということだ。しかし、性別による不公平や差別がなくなる原因は、はっきりと解明されていないため、今後の課題にしたい。

## 8.参考文献

・相打真子、2000、「アメリカ政治におけるジェンダー・ファクター：選挙政治にみるジェンダー効果」、『人間福祉研究』3、pp.81-94

・久保文明、2009、「2008年アメリカ大統領選挙における人種と性」日本学術会議編『学術の動向』14巻3号 pp.94-98

・厚生労働省[Internet]

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/danjokintou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/danjokintou/index.html) [2019/01/25]

・厚生労働省[Internet]『男女雇用機会均等法のあらまし』

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000212706.pdf> [2019/01/25]

・笹川平和財団、2016、「多様性のある政治リーダーシップ~男女平等な政治参加画に向けて~」、笹川平和財団 pp.13,16,17,34

[https://www.spf.org/publication/upload/WP\\_web.pdf](https://www.spf.org/publication/upload/WP_web.pdf)